

とっとりバイオフィロンティア施設設備及び機器の開放及び管理に関する規則

第一章 総則

(目的)

第1条 この規則は、とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号。以下「条例」という。）第2条の規定により設置するとっとりバイオフィロンティア（以下「とっとりバイオフィロンティア」という。）の施設設備及び機器の開放利用について、条例及びとっとりバイオフィロンティア管理規則（平成22年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）が鳥取県から指定管理者として受託するとっとりバイオフィロンティアの施設設備及び機器の開放利用及び管理のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験室等 機構が鳥取県から指定管理者として受託するとっとりバイオフィロンティアの施設設備のうち、開放する試験研究に係る貸実験室等
- (2) 研修室 機構が鳥取県から指定管理者として受託するとっとりバイオフィロンティアの研修室
- (3) 開放機器 機構が鳥取県から指定管理者として受託するとっとりバイオフィロンティアの機器のうち、開放する試験研究に係る機器
- (4) 動物飼育室 機構が鳥取県から指定管理者として受託するとっとりバイオフィロンティアの施設設備のうち、3階の貸動物飼育室

2 実験室等、研修室、開放機器は別表1に掲げるとおりとする。

(開館時間等)

第3条 とっとりバイオフィロンティアの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、機構に配置するとっとりバイオフィロンティアの施設を管理する長（以下「施設長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ県の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができるものとする。

- (1) とっとりバイオフィロンティアの施設及び設備保守点検等を行うとき。
- (2) その他とっとりバイオフィロンティアの管理運営上特に必要があると認めるとき。

2 とっとりバイオフィロンティアの休館日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までの日とす

る。ただし、施設長は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ県の承認を得て、臨時に休館日を変更することができるものとする。

- (1) とっとりバイオフィロントニアの施設及び設備保守点検等を行うとき。
- (2) その他とっとりバイオフィロントニアの管理運営上特に必要があると認めるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、施設長は、第5条の規定による入居許可又は第15条の規定による利用許可を受けた者（以下「利用者等」という。）が事前に申請をし、その利用内容等から開館時間外又は休館日に利用することが必要と認める場合は、開館時間外又は休館日の利用を認めることができるものとする。

第二章 実験室等の入居

(入居の申込み)

第4条 実験室等に入居をしようとする者は、様式第1号による入居申込書を機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期限までに施設長に提出しなければならない。

2 施設長は、利用許可の審査に当たって、前項以外の書類の提出を適宜求めることができるものとする。

3 第1項の規定による入居申込みに係る入居期間は、入居日の属する年度の末日までの期間とする。

ただし、新規で入居をしようとする者の入居期間は、次年度の末日までの期間とする。

4 前年度に引き続き実験室等に入居しようとする者は、第1項の規定による入居申し込みができるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず施設長は、第5条の利用許可審査に支障がない場合は申込期限後においても申込書の提出を受け付けることができる。

(入居の許可)

第5条 理事長は、前条の入居申込書の提出があったときは、次項の規定により利用を認めない場合又はその利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、入居を許可するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) とっとりバイオフィロントニアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他、とっとりバイオフィロントニアの施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。

2 理事長は、前項の入居許可に関し、入居期間が1月以上にわたる利用に係るものについ

ては、とっとりバイオフィロンティアの設置目的をより効果的に達成できるものに対し入居を許可するものとする。

- 3 理事長は、第1項の規定による許可（以下「入居許可」という。）を決定したときは、様式第2号による入居許可証を交付するものとする。
- 4 理事長は、前項の入居許可証について、必要な許可条件を記載するものとする。
- 5 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、機構職員の請求があったときは、第3項の規定により交付を受けた入居許可証を提示しなければならない。

（入居許可等の変更）

第6条 入居者は、当該入居許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号による変更申込書を変更予定日の2ヶ月前（2ヶ月前に該当する日が休日等である場合は、その直前の休日等でない日）までに提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の変更申込書の提出があったときは、前条第1項の規定による基準を満たす場合は、変更を許可するものとする。
- 3 理事長は前項の規定により変更の許可を決定した場合は、様式第4号による変更許可証を交付するものとする。

（入居の辞退）

第7条 入居者は、入居を辞退しようとするときは、速やかに施設長に申し出るとともに様式第5号による入居辞退届を入居予定日の2ヶ月前（2ヶ月前に該当する日が休日等である場合は、その直前の休日等でない日）までに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の入居辞退届を受理した時は、速やかに入居許可を取り消すものとする。

（退去の届出）

第8条 入居者は、実験室等から退去しようとするときは、様式第6号による退去届を退去予定日の2ヶ月前（2ヶ月前に該当する日が休日等である場合は、その直前の休日等でない日）までに施設長に提出しなければならない。

（原状変更の許可）

第9条 入居者は、条例第14条の規定により、とっとりバイオフィロンティアに特別な設備を設置し、又はとっとりバイオフィロンティアの施設に改造を加える等とっとりバイオフィロンティアの管理に重大な影響を与えるおそれのある行為をしようとするときは、あらかじめ様式第7号による設備設置・改造申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に関し、理事長は次の各号のいずれかに該当する場合は許可しない。

（1） とっとりバイオフィロンティアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。

(2) とっとりバイオフィロントニアの設置目的に合致しない、若しくはその達成に支障をきたす、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他、とっとりバイオフィロントニアの運営に支障があると認められるとき。

3 理事長は、第1項に規定する設備設置・改造申請書の提出があったときは、申請の可否を決定し、その結果を様式第8号による施設設置・改造申請結果通知書により申請者に通知するものとする。

(共有部分の使用等)

第10条 入居者は、エントランスホール、廊下、化粧室、湯沸室等の共用部分は無償で使用することができる。

(補償等)

第11条 実験室等の使用期間中において、停電その他の事故等機構の責に帰すことができない事由により実験室等が使用不能となった場合、これに伴う損害については、機構は一切の責めを負わない。

(職員の立入り)

第12条 機構職員は、とっとりバイオフィロントニアの施設設備等の財産管理上必要な場合等は、入居者の承認を得て実験室等に立入りすることができる。ただし、入居者の了解を得ることが困難な緊急の場合には、機構職員は実験室等に立入りし適宜必要な措置を講じることができる。

第三章 開放機器等の利用

(利用申込み)

第13条 研修室又は開放機器を利用しようとする者は、次の各号のいずれかによる利用申込を行わなければならない。

(1) 様式第9号による開放機器等利用申込書を施設長に提出する。

(2) 開放機器等予約システム（以下「システム」という。）による申込画面を入力のうち、申請を施設長に送信する。

なお、システムの利用については、別に定めるものとする。

2 利用申込書は、研修室、開放機器を利用しようとする日の6月前から2日前（2日前に該当する日が休日等である場合は、その直前の休日等でない日）までに提出しなければならない。ただし、施設長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第14条 施設長は、前条の利用申込があったときは、他の者への利用許可がないこと等を

確認したうえで、次項の規定により利用を認めない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用を許可するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) とっとりバイオフロンティアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) その他、とっとりバイオフロンティアの施設及び設備の管理上支障があると認められるとき。
- 2 施設長は、前項の利用許可に関し、利用期間が1月以上にわたる利用に係るものについては、とっとりバイオフロンティアの設置目的をより効果的に達成できるものに対し利用を許可するものとする。
- 3 施設長は、前項の規定により許可（以下「利用許可」という。）を決定したときは、次の各号のいずれかを行う。
- (1) 前条第1項第1号の利用申込書に受付印を押印し、その写しを利用者に交付するものとする。
 - (2) 利用者に利用の可否結果を送信するものとする。
- 4 施設長は、前項の利用許可証について、必要な許可条件を記載するものとする。
- 5 利用者は、機構職員の請求があったときは、前項の規定により許可されたことを証する書面を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

- 第15条 利用者は、利用許可の内容を変更しようとするときは、施設長に申し出なければならない。
- 2 施設長は、前項の変更の申し出を受けた時は、他の者への利用許可がないこと等を確認したうえで、前条第1項に規定する基準を満たしている場合には、変更を許可するものとする。

(利用許可の辞退)

- 第16条 利用者は、利用許可を受けた研修室又は開放機器の利用を辞退しようとするときは、原則として利用の前日までに施設長に申し出なければならない。
- 2 施設長は、前項の研修室又は開放機器の利用辞退の申し出を受けたときは、速やかに当該利用に係る利用許可を取り消すものとする。

(補償等)

- 第17条 研修室又は開放機器の使用期間中において、停電その他の事故等機構の責めに

帰すことができない事由により研修室又は開放機器が使用不能となった場合、これに伴う損害については、機構は一切の責めを負わない。

- 2 開放機器の利用で取得したデータは、利用の都度、利用者が取り出し適切に管理することとする。開放機器内に保存されたデータについては、機構は保障しないため、これに伴う損害については、機構は一切の責めを負わない。

(職員の立会い)

第18条 利用者が研修室又は開放機器を利用するときは、機構職員は立ち会わないものとする。ただし、施設長は、研修室又は開放機器の管理上機構職員の立ち会いが必要と認めるときは、機構職員を立ち合わせることができる。

第四章 行為の制限等

(許可の取り消し)

第19条 施設長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 条例若しくは規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 第24条に規定する措置命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (6) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行い、又はこれらのものと密接な関係を有するものであることが判明したとき。
- (7) その他、バイオフィロンティアの管理運営上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(機器等の持込みの申請)

第20条 入居者は、とっとりバイオフィロンティア貸室内へ機器・物品類等を持ち込むときは、様式第10号による機器等搬入・設置申請書を施設長に提出してその許可を得なければならない。

- 2 施設利用者は、とっとりバイオフィロンティア共用利用施設内へ機器・物品類等を持ち込むときは、様式第11号による機器等搬入・設置申請書を施設長に提出してその許可を得なければならない。

(機器等の持込みの許可)

第21条 施設長は、前条の機器・物品等の持込みの申請があったときは、とっとりバイ

オフロンティアの設置目的の達成に必要である等、施設長が別に定める基準に基づき、審査を行う。

- 2 施設長は、前項の規定による審査の結果を、様式第12号による機器搬入・設置申請結果通知書により申請者に通知するものとする。

(原状回復等)

第22条 利用者等が入居又は研修室、開放機器の利用を終了し、若しくは第20条による許可の取り消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

- 2 利用者等の故意又は過失によりとっとりバイオフロンティアの施設設備を毀損し、又は汚損した者は、施設長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(行為の制限等)

第23条 利用者等はとっとりバイオフロンティアにおいて以下の行為をしてはならない。

(1) とっとりバイオフロンティアの施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) とっとりバイオフロンティアの施設内で喫煙し、又は所定の場所以外の場所において飲食すること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 他の利用者等が利用する施設設備に無断で立ち入り、その利用内容を入手、又は口外すること。

(5) その他、規則又は施設長が別に定める禁止行為をすること。

- 2 施設長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対しては、とっとりバイオフロンティアの利用を拒み、又はとっとりバイオフロンティアからの退去を命ずることができる。

(措置命令等)

第24条 施設長は、とっとりバイオフロンティアの適正な運営を図るため必要があると認めるときは、利用者等に対し必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(施設設備・機器の滅失の届出)

第25条 利用者等は、とっとりバイオフロンティアの施設設備又は機器を滅失し、又は損傷したときは、直ちに様式第13号による施設設備・機器毀損(滅失)届を施設長に届け出なければならない。

- 2 利用者等の故意又は過失によりとっとりバイオフロンティアの施設設備を毀損し、又は汚損した者は、施設長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に

回復しなければならない。

第五章 利用等終了の手続き

(利用等終了の届出)

第26条 利用者等は、実験室等の退去を完了したとき又は研修室若しくは開放機器の利用を終了したときは、直ちにその旨を施設長に届け出て、機構職員の点検を受けなければならない。

第六章 利用料

(利用料)

第27条 実験室等の入居に関しては、別表2に定めるところにより利用料を徴収する。

2 研修室の利用については、別表3に定めるところにより利用料を徴収する。ただし、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 開放機器の利用については、別表4に定めるところにより利用料を徴収する。ただし、時間を単位として使用料を定めている機器について、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(ケージ管理料)

第28条 動物飼育室の入居者は、別表5に定めるところにより、ケージ滅菌・洗浄の業務に係るケージ管理料を支払うものとする。

2 前項のケージ管理料は、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

(利用料の支払)

第29条 実験室等に係る前条の利用料は、当該月分をその月の月末(月末が休日等の場合はその前日)までに支払うものとする。

2 研修室又は開放機器に関する前条の利用料は、第13条の利用の申込みの際又は利用後速やかに支払うものとする。

3 前項の規定に関わらず、施設長は、利用者があらかじめ申し出をした場合には、利用日の翌日以降に支払期限を定めて支払いを求めることができる。

(ケージ管理料の支払い)

第30条 第28条のケージ管理料は、当該月分を、施設長が別に定める日までに支払うものとする。

(利用料の減免)

第31条 施設長は、次の各号の区分に応じ、それぞれ該当各号に定めるところにより利用料を減免することができる。

- (1) 地方公共団体の職員が公務のために利用するとき利用料の2分の1に相当する額に減額
- (2) 商工団体が、産業振興又は企業支援に関する講習会等に利用するとき利用料の2分の1に相当する額に減額
- (3) 離職している者が、創業するために技術開発又は研究開発に取り組む目的で利用するとき利用料の2分の1に相当する額に減額
- (4) オープンラボ及び3階居室、実験室、動物飼育室の入居者が研修室を利用するとき利用料の2分の1に相当する額に減額

2 前項の利用料の減免を受けようとする者は、第4条又は第13条の利用申込書にあわせて様式第14号による減免申請書を施設長に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料の不還付)

第32条 既に支払われた利用料は還付しない。ただし、機構の責めに帰す理由により実験室等、研修室又は開放機器が使用できなくなったとき、その他施設長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することがある。

第七章 補則

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第34条 この規則の改廃は、理事長の専決により行う。

附則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 この規則は、平成23年4月22日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成23年11月15日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成24年9月21日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年10月6日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月24日から施行する。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年8月27日から施行する。

附則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。